

平成二十六年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例	1
島根県核燃料税条例	1
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正 する条例	3
島根県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例	5
児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に 関する条例	5
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	6

平成26年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第127号議案

島根県水と緑の森づくり税条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県民税の均等割の税率の特例として課する水と緑の森づくり税の適用期間を5年間延長するため、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

水と緑の森づくり税の適用期間の延長

(1) 個人の県民税の均等割の税率の特例

改正前	改正後
平成26年度分まで	平成31年度分まで

(2) 法人の県民税の均等割の税率の特例

改正前	改正後
平成27年3月31日までの間に開始する事業年度分まで	平成32年3月31日までの間に開始する事業年度分まで

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。

第128号議案

島根県核燃料税条例

1 提案理由

現行の島根県核燃料税条例が平成27年3月31日をもって失効するため、財源を安定的に確保する制度を取り入れた核燃料税を設けることとし、その賦課徴収に関し必要な事項を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 課税の根拠

地方税法第4条第3項の規定に基づき、法定外普通税として核燃料税を課すること。

(2) 賦課徴収

賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令又は島根県
県税条例の定めるところによること。

(3) 納税義務者等

納税義務者は発電用原子炉の設置者とし、次の表の左欄に掲げる区分
を課税客体として、同表の右欄に定める額によって課すること。

発電用原子炉への核燃料の挿入	価額割額
発電用原子炉を設置して行う発電事業	出力割額

(4) 課税期間

課税期間とは、出力割の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、原
則として、次に掲げる各期間をそれぞれ一の課税期間とすること。

ア 4月1日から6月30日まで

イ 7月1日から9月30日まで

ウ 10月1日から12月31日まで

エ 1月1日から3月31日まで

(5) 課税標準

課税標準は、価額割にあつては発電用原子炉に挿入された核燃料の価
額とし、出力割にあつては課税期間の末日現在における発電用原子炉の
熱出力とすること。

(6) 税率

税率は、価額割にあつては、発電用原子炉の設置後最初に核燃料を挿
入した場合は核燃料の価額の100分の17、それ以外の場合は100分の8.5
とし、出力割にあつては一の課税期間ごとに1,000キロワットにつき
41,100円とすること。

(7) 徴収方法

徴収は、申告納付の方法によること。

(8) 申告納付の期限

申告納付の期限は、原則として、価額割にあつては発電用原子炉に核
燃料を挿入した日から起算して2月を経過する日の属する月の末日と
し、出力割にあつては課税期間の末日の翌日から起算して2月以内とす
ること。

(9) 経過措置

この条例は、施行の日前に発電用原子炉に挿入された核燃料の同日以

後における発電用原子炉への挿入については、適用しないこと。

(10) 有効期限

この条例は、施行の日から起算して5年間その効力を有すること。

3 施行期日

総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

第129号議案

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

市町村への権限移譲計画に基づく権限移譲の要請があったこと等に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 土地区画整理法に基づく事務のうち、土地区画整理組合の事業報告書、収支決算書及び財産目録の受理を出雲市に権限移譲すること。

(2) 農地法に基づく事務のうち、次の事務を江津市に権限移譲すること。

ア 農地の転用の許可

イ 島根県農業会議の意見の聴取

ウ 国又は都道府県が農地の転用を行う場合の当該国又は都道府県との協議

エ 農地等の転用のための権利の設定又は移転の許可

オ 国又は都道府県が農地等の転用のため権利を取得しようとする場合の当該国又は都道府県との協議

カ 立入調査、測量又は物件の除去若しくは移転

キ 占有者への立入調査等の通知又は公示

ク 所有者等に対する損失の補償

ケ 島根県農業会議又は農業委員会からの報告の徴取

コ 違反転用に対する監督処分

サ 違反転用に対する原状回復等の措置又は公告及び費用の徴取

(3) 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく事務のうち、次の事務を川本町に権限移譲すること。

ア 母子・父子・寡婦福祉資金（母子・父子福祉団体に対するものを除

く。イからカまでにおいて同じ。)の貸付け及び継続貸付けに係る申請の受理

イ 母子・父子・寡婦福祉資金の償還の免除に係る申請の受理

ウ 母子・父子・寡婦福祉資金の繰上償還に係る申出の受理

エ 母子・父子・寡婦福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理

オ 母子・父子・寡婦福祉資金についての違約金の徴収の特例に係る申請の受理

カ 母子・父子・寡婦福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理

キ その他母子及び父子並びに寡婦福祉法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの

(4) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令に基づく事務のうち、次の事務を浜田市、出雲市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、美郷町、邑南町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村及び隠岐の島町に権限移譲すること。

ア 父子福祉資金(母子・父子福祉団体に対するものを除く。イからエまでにおいて同じ。)の繰上償還に係る申出の受理

イ 父子福祉資金の据置期間の延長に係る申請の受理

ウ 父子福祉資金についての違約金の徴収の特例に係る申請の受理

エ 父子福祉資金の償還金の支払猶予に係る申請の受理

(5) 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法に基づく事務のうち、次の事務を松江市に権限移譲すること。

ア 小児慢性特定疾病医療費の支給の申請の受理

イ 小児慢性特定疾病医療費の支給の認定

ウ 小児慢性特定疾病審査会への審査の要求

エ 小児慢性特定疾病児童等が小児慢性特定疾病医療支援を受ける指定
小児慢性特定疾病医療機関の指定

オ 医療受給者証の交付

カ 医療費支給認定の変更の申請の受理

キ 医療費支給認定の変更の認定及び医療受給者証の提出の要求

ク 医療受給者証の変更事項の記載及び返還

ケ 医療費支給認定の取消し

コ 医療費支給認定の取消しに係る医療受給者証の返還の要求

サ 小児慢性特定疾病児童等の保護者等の資産又は収入の状況に係る必要な文書の閲覧若しくは資料の提供又は報告の要求

(6) 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う規定の整理

(7) その他規定の整理

3 施行期日

平成27年4月1日から施行する。ただし、2の(4)及び(7)については公布の日から、2の(5)については平成27年1月1日から、2の(6)については子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

第130号議案

島根県交通安全対策会議条例の一部を改正する条例

1 提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により交通安全対策基本法の一部が改正されたことに伴い、島根県交通安全対策会議について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) その他知事が必要と認めて任命される委員の数は、5人以内とすること。

(2) その他知事が必要と認めて任命される委員の任期は、2年とすること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

第131号議案

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

1 提案理由

児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う次に掲げる条例の規定の整理
 - ア 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 - イ 島根県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - ウ 島根県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- (2) その他規定の整理
- 3 施行期日

平成27年1月1日から施行する。

第132号議案

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

県営住宅を新設するため、及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えること。

団地の名称	所在地
川北天神団地	出雲市

- (2) マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理

3 施行期日

2の(2)についてはマンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から、2の(1)については規則で定める日から施行する。